

## 国際コンテナ戦略港湾にかかる港湾施設使用料等の減免に関する要綱

神戸市港湾局

平成23年4月1日決定

平成25年4月1日改正

平成31年4月1日改正

### (目的)

第1条 この要綱は、国際コンテナ戦略港湾として、東アジアの拠点港をめざすため、基幹航路の維持・拡大を図るとともに、国内広域からの貨物集荷を担う国際フィーダー航路の支援を行い、神戸港の国際競争力をさらに強化することを目的とする。

### (対象船舶)

第2条 減免の対象となる船舶は次の各号に掲げるとおりとする。

#### (1) 基幹航路

北米、欧州航路等における外航コンテナ船の定期船で総トン数40,000トンを超える船舶。  
ただし、RORO船は除く。

#### (2) 国際フィーダー航路

国内港湾と神戸港を結ぶ国際フィーダーで、総トン数700トン以上のコンテナ荷役を行う船舶。ただし、フェリーは除く。

### (減免額)

第3条 減免の内容は次の各号に掲げるとおりとする。

#### (1) 基幹航路

入港料算定の総トン数を上限40,000トンとし、総トン数40,000トンを超える部分の入港料について免除する。

#### (2) 国際フィーダー航路

入港料および岸壁使用料について全額を免除する。

ただし、岸壁使用料については、港湾運営会社（特例港湾運営会社を含む）が管理するものを除く

### (減免の申請)

第4条 減免を受けようとする者は「基幹航路減免申請書」および「国際フィーダー航路減免申請書」を市長に提出しなければならない。

### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。